

職員徽章はい用規程

第1条 千曲市社会福祉協議会職員は、この規程の定めるところにより常時徽章をはい用しなければならない。

2 この規程による徽章は、全国社会福祉協議会制定によるものとし、はい用の範囲は常勤の職員とする。

第2条 徽章はこれを貸与する。

2 事務局長は、貸与を受けた者の氏名を職員徽章台帳に登録しなければならない。

第3条 徽章は、洋服等の左襟又は左胸にこれをはい用しなければならない。

第4条 徽章は、退職した場合は遅滞なく様式第3号により事務局長に返還しなければならない。

第5条 徽章を亡失したときは、直ちに様式第2号により再交付を願い出なければならない。

2 前項により再交付を受ける場合は、購入金額に相当する金額を賠償金として納めなければならない。

3 新たに常勤職員となった者は様式第1号により貸与をしなければならない。

第6条 徽章は、他人にこれを貸与してはならない。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(様式第1号)

徽 章 貸 与 願

千曲市社会福祉協議会長 様

年 月 日付で千曲市社会福祉協議会の常勤職員として採用されたので
職員徽章はい用規程第5条第3項に基づいて貸与をお願いします。

平成 年 月 日
(職) (氏名)

㊟

(様式第2号)

徽 章 再 貸 与 願

千曲市社会福祉協議会長 様

平成 年 月 日付で貸与を受けた職員徽章を
により亡失したので、千曲市社会福祉協議会職員徽章はい用規程第5条第1項及び第2項
の規程により賠償金を添え再貸与をお願いします。

平成 年 月 日
(職) (氏名)

印

(様式第3号)

徽 章 返 還 届

千曲市社会福祉協議会長 様

平成 年 月 日付で退職したので、千曲市社会福祉協議会職員徽章はい用規程第4条の規程により徽章を返還します。

平成 年 月 日
(職) (氏名)

㊟